



講習会内容

廃棄物の定義(廃棄物とは?)

一般廃棄物と産業廃棄物。

契約書とマニフェスト伝票

マニフェスト伝票及び自社伝票の書き方、注意事項。

立方メートル(m^3)について。

車両の積載量(m^3)



廃棄物の定義(廃棄物とは?)

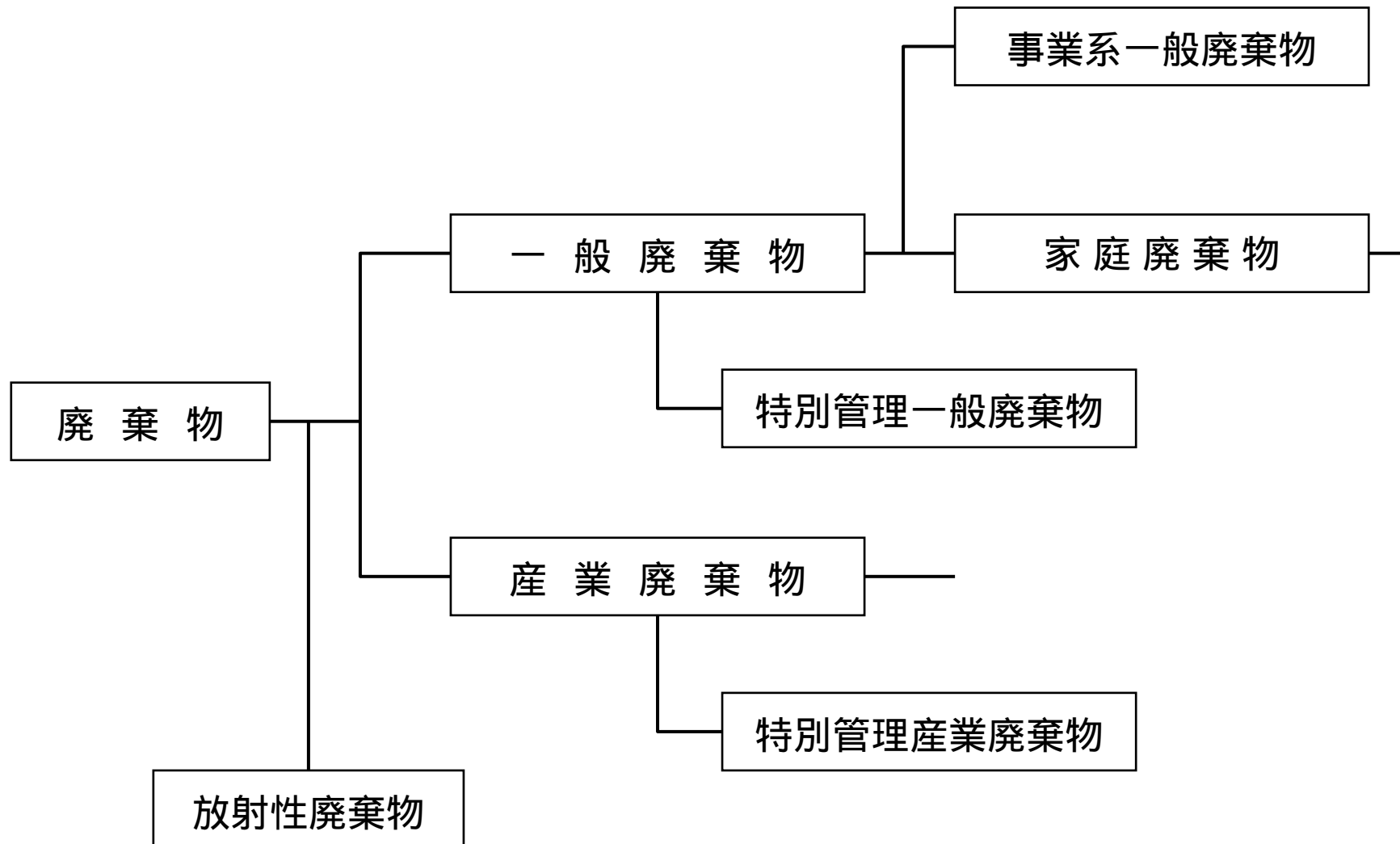
廃棄物処理法では『「**廃棄物**」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であって、**固形状又は液状**の物(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)』と定義されています。

つまり、「自分で利用したり、**他人に有償で売却することができないために不要となった固形状又は液状の物**」をいいます。「固形状又は液状の物」と定義されていることから、工場や自動車から排出される排ガス等の気体状の物は廃棄物には該当しません。

そして、廃棄物が排出される場所や種類などによって次のように産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。

廃棄物の定義(廃棄物とは?)

廃棄物のフロー図



一般廃棄物と産業廃棄物。

廃棄物処理法では、「事業活動に伴って生じた廃棄物」のうち、下表に示すとおり20種類を産業廃棄物として定め、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物としています。

ここでいう「事業活動」とは、製造業や建設業等に限定されるものではなく、農林業や商店等の商業活動、水道事業、学校等の公共事業も含まれます。

また、産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがあります。下表の上段「燃え殻」～「ばいじん」の12種類の廃棄物は、製造工程において排出されるものから製品の使用後に廃棄されるものまで、すべてが産業廃棄物となります。

一方、下段「紙くず」～「動物の死体」の7種類の廃棄物については、特定の事業活動に伴う場合のみ産業廃棄物に該当します。例えば、建設業(工作物の新築、解体等)やパルプ製造業、製紙業などから排出された紙くずは産業廃棄物となりますが、食品製造業や運送業などから排出される紙くずは一般廃棄物となります。

このように事業活動に伴って排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものを、法に定められた用語ではありませんが「事業系一般廃棄物」と呼んでいます。主な事業系一般廃棄物としては、レストラン・飲食店から排出される残飯類、造園業から排出される剪定枝、枯葉類等があげられます。

産業廃棄物の種類		例	
すべての業種に共通	1	燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2	汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥
	3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー等廃溶剤類
	4	廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液
	6	廃プラスチック類	ビニルくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず
	10	鉱さい	スラグ、ノロ、廃鑄物砂
	11	がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじんを集じん施設で集められたもの
特定の業種によるもの	13	紙くず	工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ・紙等製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14	木くず	工作物の新築・改築等で発生したもの、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず、廃パレット
	15	繊維くず	工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業の動物の死体
20	政令第13号廃棄物	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの(コンクリート固型化物等)	



一般廃棄物と産業廃棄物。

処理責任者

(一般廃棄物)

一般廃棄物の収集・運搬および処分は、**市町村**に処理責任があり、市町村自らが行うのが原則である。

(産業廃棄物・事業系一般)

事業者は、その**事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任**において適正に処理しなければなりません。

その処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に最終処分(埋立処分、再生など)されるまでの最終的な責任は事業者が負わなくてはなりません。



一般廃棄物と産業廃棄物。

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもが事業系一般廃棄物と呼ばれます。(法律用語ではありません。) 家庭から出る一般廃棄物(家庭系一般廃棄物)と区別するための用語でもあります。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と法律に規定されています。「産業廃棄物を…」ではありませんから、事業者には産廃の排出者責任と同じ責任が一般廃棄物についてもあります。したがって、市町村には、産業廃棄物を処理しないのと同様に事業系一般廃棄物を処理する義務はありません。

市町村には義務はありません。排出事業者自らが処理するか、許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託する必要があります。

市町村が特別に認めている場合を除き、家庭ごみの集積場所に事業系一般廃棄物をだすのは違法行為です。

収集運搬と同様に市町村には義務はありませんが、処分場への搬入を有料で認めているのが一般的です。

契約書とマニフェスト伝票

平成25年4月1日現在

埼玉県の許可業者数

収集運搬業許可 11,813社

↑
(35社)
↓

中間処理業許可 338社

内、特管運搬許可 861社

内、積換保管許可 245社

内、特管処理許可 32社

埼玉県人口 7,207,748人

事業所数 267,630所 従業者数 2,777,223人 (平成21年現在)

(運搬業者平均 23社)

(処分業者平均792社)

契約書とマニフェスト伝票

委託契約書とは

産業廃棄物の処理を他人に委託するとき(処理業者が、産業廃棄物の処理を受託するとき)は、**書面による契約**の締結が必要です。

排出事業者は、どのような種類の廃棄物を、どの程度の量を排出し、どのような処理を委託するのかといった**内容をあらかじめ明らかに**し、その処理を行う処理業者と書面で処理委託の契約を締結しなければいけません。

その書面が産業廃棄物処理委託契約書です。

産業廃棄物処理業者は、その契約内容に従い、廃棄物の処理を行います。

処理委託契約の5原則

処理委託契約には、5つの決まり事があります。

二者契約であること

排出事業者は、収集運搬業者、処分業者それぞれと契約を結びます。

書面で契約すること

必ず、書面で契約を交わします。口頭ではいけません。
法定記載事項等に変更が生じた場合も書面で行います。

必要な項目を盛り込むこと

必要な項目は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)の「施行令」及び「施行規則」で定められています。

契約書に許可証等の写しが添付されていること

契約内容に該当する許可証、再生利用認定証等の写しの添付が必要です。

5年間保存すること

排出事業者には契約終了の日から5年間保存する義務があります。



契約書とマニフェスト伝票

産業廃棄物の種類・数量

委託者が受託者に支払う料金

受託者の許可の事業の範囲

委託契約の有効期間

適正処理のために必要な情報として、「産業廃棄物の荷姿、形状」「通常保管状況下での腐敗、揮発等、性状変化の情報」「混合等により生ずる支障」「含有マークの表示がある場合は、その旨」「石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨」「その他取り扱う際に注意すべき事項」

委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報(上記5の事)に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

受託業務終了時の委託者への報告

委託契約解除時の未処理廃棄物の取り扱い



契約書とマニフェスト伝票

収集運搬契約

運搬の最終目的地の所在地

積替保管を行う場合は、保管場所の所在地、保管する産業廃棄物の種類・保管上限
安定5品目の積替保管を行う場合は、積替保管場所で他の廃棄物と混合することの許否

処分の契約

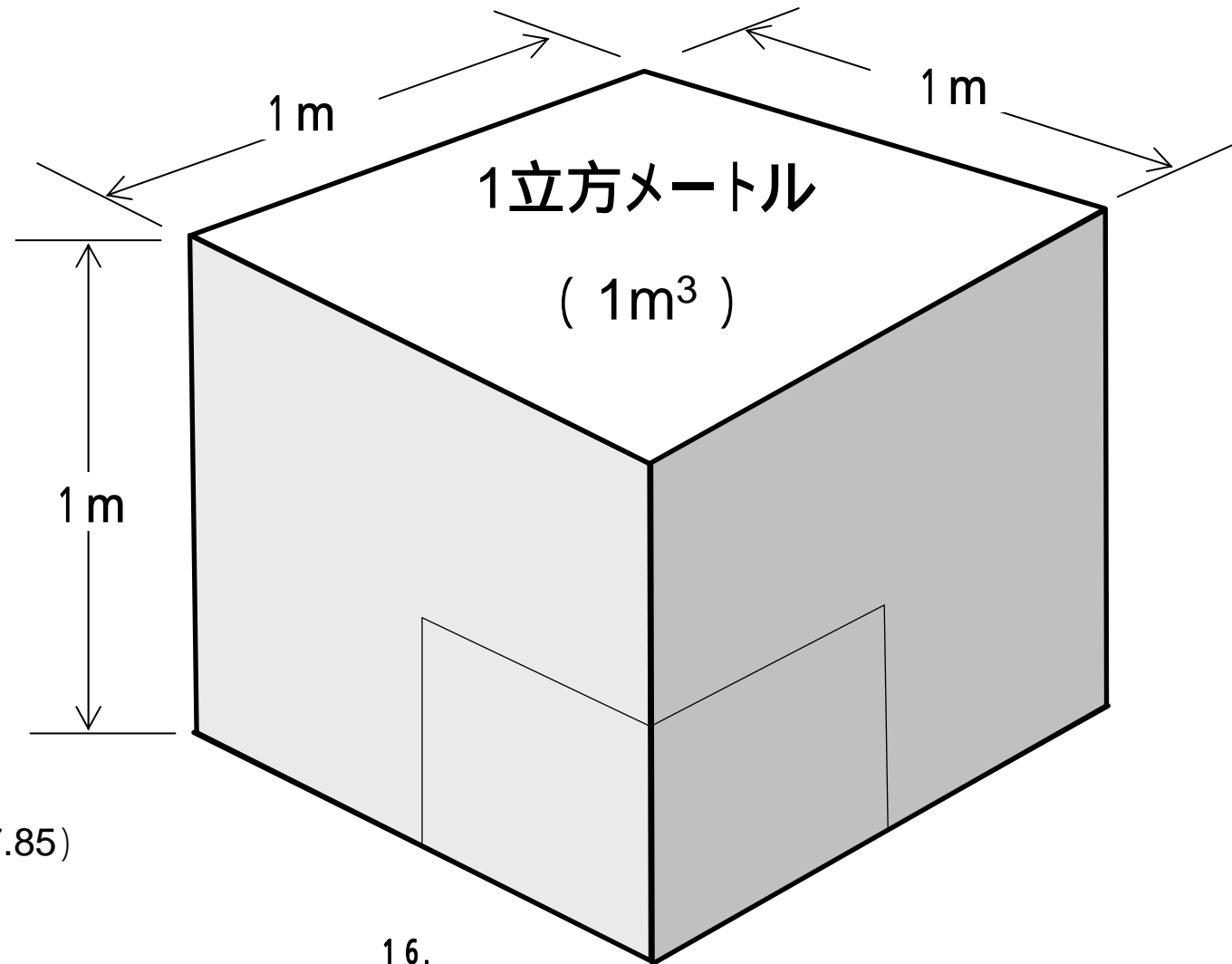
処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

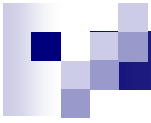
最終処分の場所の所在地、処分方法、施設の処理能力(中間処理を委託する場合)

輸入廃棄物の場合は、その旨

立方メートル(m^3)について

水は比重が1.0なので $1m^3 = 1,000kg (1t)$ となります。





(30)



(50)



(75)



(90)

